

公営住宅ストック総合改善事業に係る最適改善手法評価業務規程

公益社団法人 ロングライフビル推進協会
(B E L C A)

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人 ロングライフビル推進協会（以下「協会」という。）会長（以下「会長」という。）が行う、公営住宅ストック総合改善事業補助金交付要綱（平成12年3月24日付け建設省住備発第34号、改正：平成13年3月30日付け国住備発第118号）第3第1項第十号、公営住宅整備事業等補助要領（平成8年8月30日付け建設省住備発第83号、改正：平成13年3月30日付け国住備発第129号）第7第3項イ(1)、特定優良賃貸住宅供給促進事業等補助要領（平成5年7月30日付け建設省住備発第116号）第4第1項第七号ハ(1)①及び高齢者向け優良賃貸住宅制度補助要領（平成13年8月5日付け国住備第90号）第5第2項イ(1)の規定に基づく改善手法評価（以下「評価」という。）に関し必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

(評価申込当の公表)

第2条 会長は、あらかじめ評価の申込に関し必要な事項を定め、これを公表する。

(評価の申込)

第3条 要綱に定める補助事業を行おうとする者で、評価を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申込書（別記様式-1）を会長に提出しなければならない。

- 1) 申込者の名称、代表者及び所在地
 - 2) 事業の名称
 - 3) 基礎となる国庫補助名
 - 4) 事業の概要
2. 前項の申込書には、次に掲げる書類を添付する。
- 1) 改善手法評価シート
 - 2) 調査結果報告書
 - 3) その他会長が評価を行うに必要と認める事項を記載した書類
3. 申込者は、別に定める評価に関する費用を協会に納入しなければならない。

(評価)

第4条 会長は、前条第1項による評価の申込があった場合においては、第10条に規定する評価委員会の報告書に基づき評価を行う。

(再評価)

第5条 評価を受けた者は、申込事業について第3条第1項及び第2項に掲げる事項を変更して実施しようとする場合で、あらかじめ会長の評価を受ける必要が生じた場合は、再評価を受けることができる。

2. 前項の規定による再評価の申込方法、評価方法、費用等は別に定める。

(評価の取り消し)

第 6 条 評価を受けた者が偽りその他不正な手段により評価を受けたことが判明した場合、会長は、その評価を取り消すことができる。

2. 会長は、評価を取り消したときは、評価を受けた者に対し、評価を取り消した理由を付してその旨を通知するとともに、速やかにこれを第 3 条第 1 項第 3 号の評価書提出先に報告する。

(報告及び調査)

第 7 条 会長は、評価に関し必要があると認めるときは、評価を申請したものに対し報告若しくは資料の提出を求め、又はこれらの者の承認を得て調査を行うことができる。

(図書の保管)

第 8 条 協会は、第 3 条第 1 項及び第 2 項の申込図書を、第 4 条第 2 項の評価書発行後 5 年後の年度末まで一定の場所に保管する。

(評価委員会)

第 9 条 会長は、評価の適切な実施を行うため、評価委員会を設置する。

2. 評価委員会は、評価委員長 1 名と定員 8 名以内の評価委員より構成する。

3. 会長は、住宅に関する学識経験を有する者、実務経験（企画・設計、調査・診断、行政等）を有する者のうちから評価委員長及び評価委員を委嘱する。

(評価報告書)

第 10 条 評価委員会は、第 3 条第 1 項による評価の申込案件毎に、公営住宅ストック総合改善事業等に係る最適改善手法評価の基準等について（平成 13 年 12 月 13 日付け国住備発第 163 号）に基づき評価を行い、評価報告書を会長に提出するものとする。

(部会)

第 11 条 評価委員長は、前条の評価報告書の原案を作成するため、少なくとも複数の評価委員を指定し、部会を設けることができるものとする。

(雑則)

第 12 条 会長は、この規程に定めるもののほか、評価業務の必要な事項について別に定めるものとする。

付則

この規程は、平成 12 年 12 月 1 日から施行する。

付則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。